

令和8年度 近畿地区協議会資格更新・審査会 開催要項

1. ＜新規・保留＞ 公認地区形・組手審判員資格認定講習会及び審査会・保留審査

日 時：令和8年9月20日(日) 形審判員 受付 9:00～9:20 開始 9:30
組手審判員 受付 13:00～13:20 開始 13:30
会 場：草津市立武道館

JR草津駅西口より近江バス乗車、山田バス停下車 徒歩約2分

(近江バス系統:南草津駅行き・浜大津行き・近江大橋口矢橋帰帆島行き)

〒525-0063 滋賀県草津市南山田町683 TEL:077-565-7997

申込資格：新規受講者は下記資格基準を満たし、各府県連盟で推薦された全空連会員であること。

種別		公認段位	空手歴・審判歴	技術資格	年齢
地区形審判員 (注1)	A級	5段以上	地区形審判員 B級取得者	地区組手審判員以上かつ コーチ2以上の資格保持者	満25歳 以上
	B級		都道府県形審判員取得者		
地区組手審判員		3段以上	5年以上	都道府県組手審判員 取得後2年以上かつ コーチ1以上の資格保持者	満20歳 以上

(注1) 受審者は、地区形審判員養成講習会受講済者に限る。(修了証明書A級・B級のコピーを提出。)

講習・審査内容

＜地区形審判員＞

※新規受審者で、3年間の受審期間内に全科目を合格できなかった場合は、再度全ての科目を受審すること。

①新規地区形審判員B級受審者・・・規定講習、筆記試験、第1指定形評価試験、形実技試験

ア 筆記試験(全日本空手道連盟形学科試験問題より50問出題。)

イ 第1指定形評価試験(8つの形の得点、8人の演武者の順位を決める。)

ウ 形実技試験 第1指定形を4つ演武する。(サイファ・ジオン・バッサイダイ・セイシャン)

エ 保留審査 保留者は不合格となった科目のみを受審すること。

全空連より送付されてきた「地区形審判員(B級)審査会保留通知」の写しを申し込みと同時に提出すること。提出なき場合は受審不可とする。

②新規地区形審判員A級受審者・・・規定講習、第2指定形評価試験、形実技試験

ア 第2指定形評価試験(8つの形の得点、8人の演武者の順位を決める。)

イ 形実技試験 第1指定形を4つ演武する。(セーパイ・カンクウダイ・セイエンチン・チントウ)

ウ 保留審査 保留者は不合格となった科目のみを受審すること。

全空連より送付されてきた「地区形審判員(A級)審査会保留通知」の写しを申し込みと同時に提出すること。提出なき場合は受審不可とする。

＜地区組手審判員＞

①新規地区組手審判員・・・規定講習、筆記試験、組手審判実技試験

ア 筆記試験(全日本空手道連盟組手学科試験問題より100問出題)

イ 組手審判実技試験

受講・審査料

(※事務費、返信封筒代含む。)

審判種別	受講・更新料	地区手数料	県更新料	事務費	合計
新規地区形審判員B級	20,000円	500円	—	700円	21,200円
新規地区形審判員A級	20,000円	500円	—	700円	21,200円
更新地区形審判員B級 ＋新規地区形審判員A級	30,000円	500円	8,000円	700円	39,200円
新規組手審判員	20,000円	500円	—	700円	21,200円

保留者は1科目につき 5,000円

※但し、3級資格審査員以上の方は、県更新料 3,000円で、5,000円引き

*合格者は別途登録料が必要。(B級:15,000円 A級:10,000円)

申 込 書 類 : 別紙個人申込用紙(必ず全空連会員証写しを貼付)に必要事項を記入
携 帯 品 : 全空連会員証、空手組手競技規定、筆記用具、形審判員は道衣。

2. <更新> 公認地区・全国形及び地区・全国組手審判員資格更新

日 時 ・ 会 場 : 1. と同じ日時・会場。
講 習 内 容 : 地区・全国形更新者
B級更新者 規定講習、第1指定形評価講習(答案を提出)
A級更新者 規定講習、第1、第2指定形評価講習(答案を提出)
全国更新者 規定講習、第1、第2指定形評価講習(答案を提出)

受 講 料 :

審判種別	受講・更新料	地区手数料	県更新料	事務費	合計
地区組手・形審判員	30,000円	500円	8,000円	500円	39,000円
全国組手・形審判員	35,000円	500円	8,000円	500円	44,000円

※但し、3級資格審査員以上の方は、県更新料 3,000円で、各5,000円引き

申 込 書 類 : 別紙個人申込用紙(必ず全空連会員証写しを貼付)に必要事項を記入。
携 帯 品 : 全空連会員証、空手組手競技規定、筆記用具。

※「復活及びマスター制度」を希望されます方は、別途下記事務局へ、お問い合わせください。

3. <段位> 公認4・5段位審査会

日 時 : 令和8年9月21日(月・祝) 4段受付 9:00～ 9:20 開始 9:30
5段受付 13:00～13:20 開始 13:30

会 場 : 1. と同じ会場。
受 審 資 格 : 4段・・・3段取得後2年以上、満20才以上。5段・・・4段取得後3年以上、満25才以上。
審 査 科 目 : 形2つ(指定形と得意形)と自由組手2試合。
(注)特段の事情がある受審者は、約束組手を実施することができる。
但し、その事情を証明するものを申込時に事前に添付する事。

審 査 料 : 4段・・・22,200円 5段・・・23,200円
※近畿地区手数料500円 兵空連事務費、返信封筒代700円含む。
申 込 書 類 : 別紙公認段位受審申請書(全空連所定専用紙) 必ず全空連会員証写しを貼付の事。
注 意 事 項 : 公認4・5段受審者については赤・青拳サポーター、メンホーのみを着用する。

申 込 手 続 : 各申込書類に振込控えの写しを添え、下記事務局まで郵送またはFAX・E-Mail。
段位は印鑑が要りますので郵送のみの受付。(メール・FAXは不可。)
(振込控えの写しは申込書・申請書に貼り付けないでください。＊保留審査者は除く)
振 込 先 : 郵便口座 00960-3-330069 兵庫県空手道連盟
各 事 業 番 号 : 1. 審判 H****-260920
2. 段位 H****-260921
左記の事業番号を振込通信欄に記入で、
行事名記載は不要。
(H****の部分は新兵空連番号記入)

受付締切日:令和8年9月1日(火)(※9月2日(水)に近畿地区へ発送)

必着厳守

送 付 先 : 〒651-0056 神戸市中央区熊内町5-9-19 KIC内
(一社)兵庫県空手道連盟 事務局 宛
Tel:078-891-6651 Fax:078-242-0701 E-Mail:info@hyokuren.jp

※事務局受付後、約2日後より、ホームページにて、受付状況の確認が出来ます。ご活用ください。

マスター審判員制度について

定年 65 歳か各都道府県連等の定年のどちらか高いほうを超えた審判員については、その更新時に以下の資格を選択することができる。

①永年マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※永年マスター審判員は有効期限がなく、更新の義務はない。

(更新講習会への参加は不要)

※永年マスターへの更新は 10,000 円とする。

※いずれの大会においても審判員はできない。

※永年マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

②マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※有効期限は 3 年間とする。

※該当の更新講習会に参加し、更新を行う。

※マスターへの更新料は受講料を含めて 15,000 円とする。

※主催者が認めた場合、審判を務めることができる。

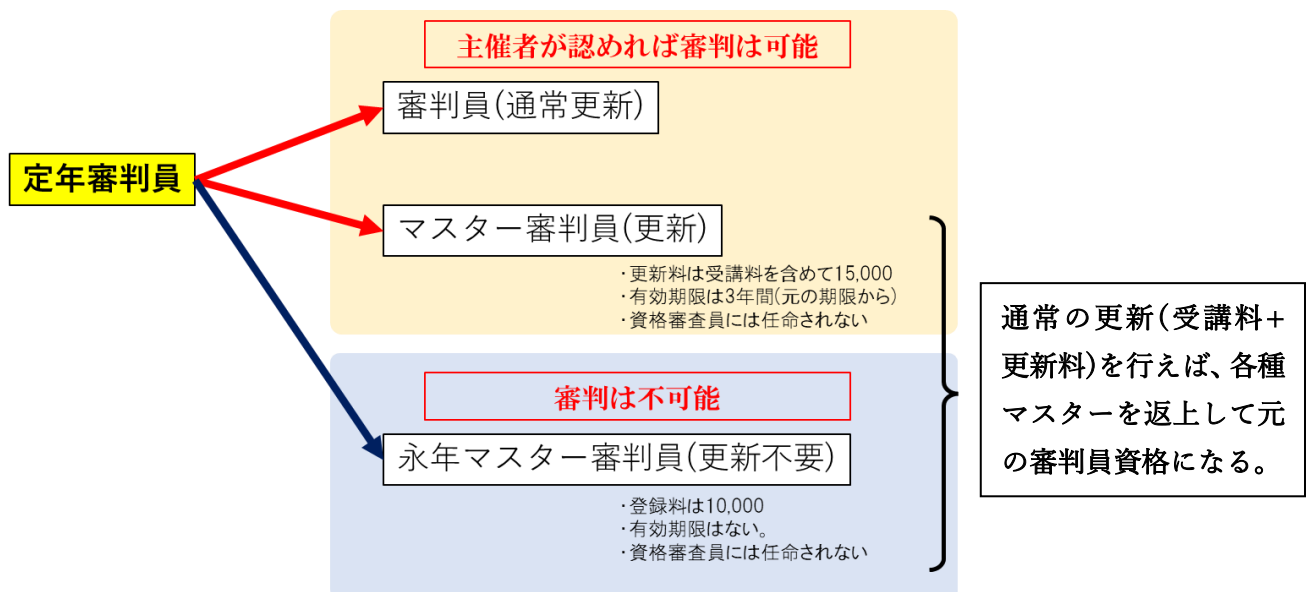
※マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

③従来通りの、全国(または地区)組手(または形)審判員

★通常の更新を行えば、元の審判員資格となる。

★マスター審判員の更新切れは該当の永年マスター審判員に移行する。

★都道府県審判はマスターの対象外。



現行	改定案	備考
第 3 章 雑 則 (なし)	第 3 章 雑 則 <u>(永年マスター審判員)</u> <u>第 3 3 条 第 1 5 条及び第 3 0 条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の各号の資格(以下、「各種永年マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。</u> <u>(1) 永年マスター全国組手審判員</u> <u>(2) 永年マスター全国形審判員</u> <u>(3) 永年マスター地区組手審判員</u> <u>(4) 永年マスター地区形審判員</u> <u>2. 各種永年マスター審判員資格の登録料等は別に定める。</u> <u>3. 各種永年マスター審判員資格の有効期限は存在しない。</u> <u>4. 各種永年マスター審判員資格保持者は、第 1 5 条第 2 項及び第 3 0 条第 2 項の対象とはならず、全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区都市連盟を含む。)の主催する競技会において、審判員を委嘱することはできない。</u> <u>(マスター審判員)</u> <u>第 3 4 条 第 1 5 条及び第 3 0 条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の</u>	

	<u>各号の資格(以下、「各種マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。</u> <u>(1) マスター全国組手審判員</u> <u>(2) マスター全国形審判員</u> <u>(3) マスター地区組手審判員</u> <u>(4) マスター地区形審判員</u> <u>2. 各種マスター審判員資格の登録料等は別に定める。</u> <u>3. 各種マスター審判員資格の更新については第4条または第19条に従うものとし、その有効期限は3年間とする。</u> <u>4. 各種マスター審判員資格の有効期限内に更新を行わなかった場合は、第5条、第5条の2、第20条、第20条の2を準用する。ただし、資格の格下げは行わず、該当する各種永年マスター審判員資格に移行するものとする。</u> <u>(マスター審判員資格等の破棄等)</u> <u>第35条 各種永年マスター審判員資格及び各種マスター審判員資格は、第4条または第19条に規定する更新を行うことで、これを破棄し定年時の審判員資格を得ることができる。この場合、有効期限は第3条または第18条に従う。</u> <u>2. 前項において、各種永年マスター審判員資格保持者は、定年時の審判員資格ではなく各種マスター審判員資格を得ることができる。</u>	
--	--	--

●資格審査規程

現行	改定案	備考
別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲） (注) 当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。	別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲） (注 <u>1</u>) 当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。 <u>(注2) 各種永年ワスター審判員資格、各種ワスター審判員資格保持者はこの別表の資格から除外する。</u>	・各種永年ワスター、各種ワスター審判員は資格審査員に任命しない。

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格 (形・組手) 有効期限に関する案内
令和8年度に資格更新をする者 (全国・地区・都道府県)

	2026年 3/31 4/1	2027年 3/31 4/1	2028年 3/31 4/1	2029年 3/31 4/1	2030年 3/31 4/1	2031年 3/31 4/1
	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)
現在の有効期限						
① 2026年3月31日以前の者 (未更新者降格) → (都道府県・地区協会で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)						
② 2026年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合	1年	2年	3年	新有効期限 (2029. 3. 31)		
③ 2027年3月31日の者 (期限内に更新)	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2030. 3. 31)	
④ 2028年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2031. 3. 31)

- (注) 1. ③の者は2026年度内に更新をしなければ、2027年4月1日以降は降格の対象となる。
2. 2026年度新規合格者は③に該当する。(資格取得年を0年とする。)
3. 2028年3月31日が有効期限の者が2026年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2031年3月31日となる。
4. ②有効期限が2026年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2029年3月31日となる。

令和8年度公認組手審判員講習会・審査会申込書

都道府県名 兵庫県

区分	1. 地区新規	2. 地区更新	3. 全国更新		
	5. 地区永年 マスター更新	6. 地区 マスター更新	7. 全国永年 マスター更新	8. 全国 マスター更新	
(上記番号のいずれかに○印)					
復活	復活希望者は復活の欄にチェック✓を入れること。 ※復活の対象者は有効期限が1年以内に切れた方のみです。				
	フリガナ	性別	生 年 月 日 (満)		
氏名		男・女	(西暦 年 月 日 (歳)		
住所	〒			電 話	
公認段位	取得申請団体名	取得年月日(西暦)	空手道歴	日本スポーツ協会 公認指導者資格	
段		年 月 日			
新規者	都道府県組手審判員取得年月日(西暦)		更新者	全国 ・ 地区 (一方に○印)	
	年 月 日			有効期限(西暦)	
	都道府県組手審判員有効期限(西暦)			年 月 日	
	年 月 日				
所属団体名	一般社団法人兵庫県空手道連盟 印				

* 日付は全て西暦で記入のこと。

全空連会員証写し 貼付 (又は、会員申請証明書写し、貼付)	日本体育協会指導者資格登録証写し 貼付
--	---

(注) 現住所・氏名変更の場合は、変更届を必ず本連盟まで提出してください。

令和8年度公認地区形審判員講習・審査会申込書

区分	1. 地区B級	新規	保留	2. 地区A級	新規	保留
	3. 地区B更新	4. 地区A更新		5. 全国B更新	6. 全国A更新	
	7. 地区永年マスター更新	8. 地区マスター更新		9. 全国永年マスター更新	10. 全国マスター更新	

復活

(上記の当てはまる箇所に○印・保留者は欄に✓印)

復活希望者は復活の欄にチェック✓を入れること。

※復活の対象者は有効期限が1年以内に切れた方のみです。

	フリガナ	性別	(西暦) 生 年 月 日 (満)
氏名		男・女	年 月 日 (歳)

住所	〒	電 話

公認段位	公認段位取得年月日 (西暦)	流 派 名
段	年 月 日	

B級受審者	都道府県形審判員 (西暦)	B級受審者	全国又は地区組手審判員 (西暦)
	取得年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日		有効期限 年 月 日

A級受審者 又は 地区更新者	地区形審判員 (西暦)	どちらかに○ 全国更新者	全国 A級・B級 形審判員 (西暦)
	有効期限 年 月 日		有効期限 年 月 日

B級受審者 又は A級受審者	日本スポーツ協会指導者資格	JSP0資格登録番号	JSP0資格有効期限 (西暦)
			年 月 日

所属団体名	一般社団法人兵庫県空手道連盟 印
-------	------------------

全空連会員証写し

貼 付

(又は、会員申請証明書写し、貼付)

JSP0登録証の写し

貼 付

※更新者は添付不要

※ 当連盟プライバシーポリシー (http://www.jkf.ne.jp/privacy_policy) に基づき取寄せた個人情報は適切に処理いたします。

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認段位受審申請書

受審 番号	
----------	--

(記入しないでください)

公益財団法人全日本空手道連盟

会長 笹川 善弘 殿

写真貼付

申請日	年 月 日	受審段位		段	
審査日	年 月 日				
会員番号		有効 期限	年 月 日		
ふりがな		性別	生年月日 (西暦)		
氏名	㊞	男・女	年 月 日 歳		
現住所	〒	電話番号			
全空連初期 登録年月日 (西暦)	年 月 日	空手道 歴	年 カ月	流派名	
現公認段位	段	取得年月日 (西暦)	年 月 日	取得申請 団体名	
申請団体名	一般社団法人兵庫県空手道連盟				
申請 団体長名	会長 加古 淳 印				

※ 当連盟プライバシーポリシー (http://www.jkf.ne.jp/privacy_policy) に基づき
取寄せた個人情報は適切に処理いたします。

会員証写し貼付

令和8年度公認地区形審判員保留審査会申込書

区分	1. B 級	2. A 級
----	--------	--------

フリガナ		全空連No	性 別	生 年 月 日 (満)
氏名			男・女	(西暦) 年 月 日 (歳)
住所	〒			電 話

＊ 全空連より送付されてきた「地区形審判員（A級・B級）審査会保留通知」の写しを
申し込みと同時に提出ください。提出なき場合は受審不可とする。

振替済受領証コピー添付欄

兵空連No _____